

川口市剣道連盟規約

第1章 総則

(名称及び公益財団法人埼玉県剣道連盟への加入)

第1条 この連盟は川口市剣道連盟（以下「本連盟」という。）と称し、公益財団法人埼玉県剣道連盟（以下「埼玉県剣道連盟」という。）に加盟し、埼玉県剣道連盟加盟団体とする。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は会長の定めるところに置く。原則として事務所は会長宅とする。

(目的)

第3条 本連盟は、川口市における剣道・居合道（以下「剣道」という）を奨励振興してその発展を図り、会員ならびに関係者相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 剣道に関する指導、調査、研究
- (2) 埼玉県剣道連盟、関係機関・団体との連絡調整
- (3) 剣道級位の審査ならびに授与
- (4) 剣道大会の開催
- (5) その他この連盟の目的達成に必要な事項

第2章 会員

(会員)

第5条 本連盟の会員は、団体会員及び個人会員とする。団体会員は、代表者が規約及び会員名簿を添えて団体入会届けを提出し、理事会の承認を得て連盟に団体加入する。

加入した団体は、連盟に毎年会員名簿を提出するものとする。

2 個人会員は、川口市内に在住もしくは在勤し、川口市内で稽古をしている者（一般個人会員・川口市剣道連盟所属）、及び上記以外で川口市以外の連盟に所属し、さらに本市連盟の活動にも参加を希望する者（準会員）として入会を届け出た者とする。

(小中高生会員)

第6条 本連盟は、川口市内の学校に在学または本連盟の加盟団体に所属する小中高生（該当年齢を含む）を、少年・中高生会員とし、本連盟の事業に参加できることとする。

(会費・入会金)

第7条 会員は、別に定める会費・入会金を納入しなければならない。会費の納入は会員の義務であり、引き続き納入しなければ会員としての権利を失う。なお、剣道の称号・段・級位の申請の年のみの入会は原則として認めない。

(脱会)

第8条 会員が連盟を脱会するときは脱会届を提出する。

(除名)

第9条 会員でこの連盟の名誉を毀損し、連盟の目的、趣旨に反し、または会員としての体面を汚す行為をしたときは、理事会の決議により除名する。

(会員の権利)

第10条 会員は次の権利を有する。

- (1) 所定の手続きを経て本連盟の借用した施設を利用する。
- (2) 本連盟主催が主催または主管する試合、研究会、講習会に出席する。
- (3) 剣道称号・段・級位の申請。

第3章 会計

(収入)

第11条 本連盟の収入は、次のとおりとし、金額については別に定める。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 級審査料・登録料
- (4) 寄付金
- (5) 公益財団法人川口市スポーツ協会の強化費・普及費
- (6) その他の収入

(支出)

第12条 本連盟の経費は、前条の収入金をもって充てる。

(予算)

第13条 会長は、毎年度予算を作成し、所定の手続で議決を経なければならない。

(決算)

第14条 会長は、毎年度の決算書を作成のうえ、監事の監査を受け、その意見を付けて所定の手続きで承認を受けなければならない。

(監査)

第15条 監事は、年1回以上会計帳簿及び経理状況を監査しなければならない。

(会計年度)

第16条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

*入会金・会費は次のとおりとする。

団体加盟者および個人会員とも	
入会金	1,000円
会費 (一人あたりの年額)	
一般団体会員	8,000円
一般個人会員 (川口市連盟所属)	8,000円
(準会員)	6,000円
中学・高校生一人あたり年額	500円
少年一人あたり	300円
*但し、当面は小中高校生の会費は免除する。	
*但し、会員の会費納入義務は、79歳までとする。	

第4章 役員

(役員)

第17条 本連盟は、次の役員を置く。会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、理事数名、事務局長1名、事務局次長若干名、事務局数名、監事2名。

2 公益財団法人埼玉県剣道連盟登録役員として、加盟団体長、事務局長を置く。

3 加盟団体長は、会長を兼務できるものとする。

(役員を選出と任務・連盟業務の執行)

第18条 第17条にある役員を選出とその任務については次のとおりとする。

(1) 会長 理事会の承認を経て選出する。会長は本連盟を代表し会務を総括する。

(2) 副会長 会長が委嘱し理事会の承認を得る。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 理事長 理事の中から選出する。理事長は、会長及び副会長を補佐し、本連盟の事務を整理する。

(4) 副理事長 理事の中から選出する。副理事長は理事長を補佐する。

(5) 理事 理事は加盟団体から選出された者（原則として加盟団体の代表）、又は会長から推薦を受けたものを候補とし理事会で選出する。理事は本連盟の業務の執行にあたる。

(6) 事務局長は、理事の中から会長が委嘱し、理事会の承認を得る。事務局長は事務局を総括し本連盟の業務を補佐する。

(7) 事務局次長は、理事の中から会長が委嘱し、理事会の承認を得る。事務局次長は事務局長を補佐する。

(8) 事務局は、理事の中から会長が委嘱し、理事会の承認を得る。事務局は本連盟の庶務（財務管理・予算執行を含む）を司るとともに大会等の本連盟の行事の整備にあたる。

(9) 監事 会長が推薦し理事会の承認を得る。監事は会計及び業務の監査を行う。

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とし再任を妨げない。補欠のため選出された役員は前任者の残任期間とする。

第5章 名誉会長、相談役、顧問、指導顧問

(名誉会長、相談役、顧問)

第20条 本連盟は名誉会長、相談役、顧問を置くことができる。人数はそれぞれ若干名とし、選出については次のとおりとする。

(1) 名誉会長 会長経験者とし、会長が委嘱し理事会の承認を得る。

(2) 相談役 会長が剣道に造詣の深い方、学識経験者、組織運営の経験者等から委嘱し理事会の承認を得る。

(3) 顧問 原則として理事経験者とし、会長が委嘱し理事会の承認を得る。

2 名誉会長、相談役、顧問は会長の諮問に応じて本連盟の運営・管理について意見を述べることができる。

(指導顧問)

第21条 本連盟は指導顧問を置くことができる。人数は若干名とし会長が剣道の技術、理論等に熟達し、指導力等も優れていると認められた者を委嘱し理事会の承認を得る。

2 指導顧問は、本連盟の講習会・稽古会等を通じて会員の剣道の知識、技術の向上を目的とした指導を行う。

第6章 会議

(会議)

第22条 会議は定期総会・理事会・執行部会・月例連絡会議・代表者会議とする。

(定期総会)

第23条 定期総会は、会長が招集し議長となる。年1回、年度替わりに原則として5月末日までに開催し、次の事項について理事会決議の報告をうける。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 事業及び予算・決算の承認に関する事
- (3) 役員改選に関する事
- (4) その他本連盟の運営上必要と認められる事項

(理事会)

第24条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、監事、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し開催する。原則として年度末に定期理事会を開催する。理事会は次の事項について審議し議決する。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 事業及び予算・決算の承認に関する事
- (3) 役員改選に関する事
- (4) その他本連盟の運営上必要と認められる事項

(執行部会)

第25条 執行部会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、監事、事務局各部の正副部長、中体連・高体連代表をもって構成し、必要に応じて会長が招集し開催する。執行部会は次の事項について審議し議決する。

- (1) 総会および理事会に提出する事項
- (2) 規約の改廃および規約に基づく諸規定の制定・改廃
- (3) 事業計画および予算・決算に関する事
- (4) その他本連盟の運営上必要と認められる事項

なお会長が必要と認める場合は、名誉会長、相談役、顧問を執行部会に加えることができる。

(月例連絡会議)

第26条 月例連絡会議は、毎月の月初めの指定日に開催する。副会長1名、正副理事長、事務局長及び関係事務局員、各加盟団体の代表者、また必要に応じて中体連・高体連の代表者で構成し連盟業務執行に関する連絡調整を行う。

(代表者会議)

第27条 代表者会議は原則として5月、1月の月例連絡会議を兼ねて開催する。構成は第26条(月例連絡会議)に準ずるが、会長及び各加盟団体の長(またはこれに準ずる者)の参加のもとに連盟業務執行に関する連絡調整を行う。

(会議の成立および議決)

第28条 定期総会は当日の出席者をもって成立する。理事会は構成員の3分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、執行部会は構成員の過半数をもって成立する。

2 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 この連盟に次の専門委員会を置き委員長が主宰する。

(1) 居合道部委員会 (委員は若干名で、1名を長とする。)

(委員の委嘱)

第30条 専門委員会は、若干名で組織し、役員会の推薦により会長が委嘱する。

(専門委員の任務)

第31条 委員の任務は次のとおりとする。

(1) 居合道部委員会 居合道に関すること。

(専門委員の任期)

第32条 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第8章 その他

(諸規定)

第33条 本規約に基づく表彰・慶弔・役員報酬・費用弁済等の諸規定は別に定める。諸規定の制定・改廃は執行部会で検討し決定する。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第34条 本規約は、理事会において3分の2以上の同意を得て、これを変更することができる。

第10章 附則

この規約は、昭和46年5月11日より実施する。

附則 (改正) 昭和49年5月2日より実施する。

附則 (改正) 平成2年5月19日より実施する。

附則 (改正) 平成10年4月23日より実施する。

附則 (改正) 平成12年4月27日より実施する。

附則 (改正) 平成16年4月27日より実施する。

附則 (改正) 平成18年4月27日より実施する。

附則 (改正) 平成20年4月22日より実施する。

附則 (改正) 平成26年4月15日より実施する。

附則 (改正) 平成28年3月29日より実施する。

附則 (改正) 令和2年6月1日より実施する。

附則 (改正) 令和6年4月18日より実施する。

付記 川口市剣道連盟設立 昭和28年4月1日